

新たなライブエンタテインメントに関する課題

2020/12/15

デジタル時代における著作権
制度・関連政策の在り方検討タ
スクフォース

弁護士(日本、NY州)
日本大学芸術学部 客員教授
神戸大学大学院 客員教授
@fukuikensaku

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連 の課題

- 1 インターネット配信に関する原盤権処理
- 2 DJプレイにまつわる問題
- 3 プラットフォームによる海外配信の権利処理
- 4 専属解放処理

第2章 著作者人格権による利用の萎縮

第3章 新しいライブエンタテインメントモデルと資金決済法の課題

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連の課題

1 インターネット配信に関する原盤権処理

(1) 課題

ライブイベント会場において原盤(音源)を使用する場合と異なり、イベントをインターネット配信するには、使用する原盤について原盤権の処理が必要。

各事業者へのアンケート結果からは、①権利者を探して交渉を行うことに伴う負担(トランザクション・コスト)と、②使用料自体の負担、双方が課題であった

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連の課題

1 インターネット配信に関する原盤権処理

(2) 解決策

ア 原盤権集中管理の促進

2020年11月から、レコード協会がウェブキャスト（インターネット上での一斉送信サービス）における原盤の管理事業を始めた点が注目される。

もっとも、オンデマンド型の配信や、原盤使用時間が全体の50%を超える配信は対象でなく、原盤を流し続けるようなDJ配信は対象とならない。

レコード協会に委託されていない原盤に許諾が出せないという課題もある。

そこで、レコード協会による更なる集中管理の促進を図るため、集中管理を進める政府方針の打ち出し、レコード協会による集中管理の作業や経費への支援、イベント配信における原盤権のトランザクション・コストへの補助などが考えられる。

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連の課題

1 インターネット配信に関する原盤権処理

(2) 解決策

イ ノンメンバーに関する拡大集中許諾／報酬請求権の導入

立法論としては、原盤を使用したライブエンタテインメントの配信について、集中管理されていない(いわゆるノンメンバーの)原盤やレコード実演について、集中管理団体に一定の許諾権限を認める制度(拡大集中許諾)や、現行の許諾権を、十分な金額規模において報酬請求権化することなどが考えられる。

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連の課題

1 インターネット配信に関する原盤権処理

(2) 解決策

ウ エージェントの活動促進

レコード原盤の利用促進を図るエージェントの活動を促進するため、例えば、エージェント人材の育成やスタートアップ時の支援のための公的補助が考えられる。

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連の課題

1 インターネット配信に関する原盤権処理

(2) 解決策

エ 不明権利者についての利用裁定制度の改善

著作権法上、権利者不明の原盤については、文化庁長官による利用裁定を受けることで利用可能であるが、同制度は手続の煩雑さに課題がある。そこで、申請の電子化や一部要件の緩和をすることで、現場の負担軽減を図ることが考えられる。

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連の課題

1 インターネット配信に関する原盤権処理

(2) 解決策

オ インターネット配信映像を公衆伝達できる権利制限規定の導入

著作権法上、放送番組の公衆伝達(飲食店のテレビで放送番組を流す等)は許容されるが、インターネット配信映像を流すことはできない。そこで、権利制限規定を放送番組以外の配信映像にも広げ、配信の普及促進を図る法改正が考えられる。

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連の課題

2 DJプレイにまつわる問題

(1) 著作権者の公衆送信権・複製権に関する課題と解決策

DJプレイに利用される楽曲には、JASRAC等の著作権管理団体が管理しない楽曲も多いとの課題がある。

解決策として、著作権管理団体への委託の促進、ノンメンバーの作品に関する拡大集中許諾、報酬請求権化などが考えられる。

前者の委託促進策としては、例えば、楽曲登録をオンラインで簡易にできる制度構築、原盤登録により楽曲使用の分配をより適切に受けられる方策(フィンガープリント技術による楽曲使用の把握など)が考えられる。

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連の課題

2 DJプレイにまつわる問題

(2) 原盤権者の送信可能化権・複製権に関する課題と解決策

レコード協会による原盤権の集中管理の更なる促進、ノンメンバーに関する拡大集中許諾、報酬請求権化といった解決策が考えられる。

(上記1(2)ア、イと同様)

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連の課題

2 DJプレイにまつわる問題

(3) 翻案権・著作者人格権(同一性保持権)に関する課題と解決策

DJプレイにおいて、複数の楽曲を違和感なく繋ぎ合わせるための速度、音程等の調整が、翻案権(編曲権)、著作者人格権(同一性保持権)侵害とならないか。との課題がある。

解決策として、例えば、日本の著作権法においても、ベルヌ条約が定める適用除外の要件に合わせて、同一性保持権の適用除外要件を明確化(緩和)し、DJプレイの適法性を明確化することなどが考えられる。

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連の課題

3 プラットフォームによる海外配信の権利処理

(1) 課題

JASRACやNexToneは基本的に国内の利用に関する許諾を行うため、海外配信をするには海外の著作権管理団体への許諾申請が必要となる。

また、(海外配信に限らない課題として)外国曲の使用については、音楽と映像を同期させた録音では「シンクロ権」と呼ばれる特別な権利管理が行われ、イベント配信には、権利者との間で利用料規定に定まった金額でない「指し値」による交渉が必要となる。

各事業者へのアンケート結果では、上記いずれもが負担との回答が多く、これらの楽曲を使用したイベントの配信を避ける傾向が見られた。

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連の課題

3 プラットフォームによる海外配信の権利処理

(2) 解決策

ア 包括的処理の進展

JASRACやNexToneでは、YouTubeなどグローバルな配信プラットフォームを通じた国境をまたぐ配信について、個別に海外の著作権管理団体の許諾を得なくとも可能となる仕組みを整えつつあるが、なお対応は部分的である。

他方、国内の配信プラットフォームを通じた海外配信では、各国の著作権管理団体から個別許諾が必要な状況が続いている。

解決策として、国内配信プラットフォームが海外の著作権管理団体と包括契約を締結するための費用補助等の後押しが考えられる。

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連の課題

3 プラットフォームによる海外配信の権利処理

(2) 解決策

イ シンクロ権処理の手續負担軽減策

外国曲のシンクロ権について短期で集中管理が進むことは現実に期待しづらい
ため、当面の解決策として、海外の権利者の発見や交渉プロセスへの公的補助
、海外の権利者が見つからない場合の利用裁定制度の活用策が考えられる。

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連の課題

3 プラットフォームによる海外配信の権利処理

(2) 解決策

ウ 権利と国際契約の専門家の育成や契約サポート

海外配信や、外国曲の配信では海外との交渉も多いため、交渉人材の育成(留学支援や国内大学院レベルでの実務家向け夜間課程の創設等)や、政府による契約サポート(諸外国の情報の集約、権利処理や国際契約に関する講習の開催)が考えられる。

また、グローバルな配信プラットフォームとの交渉においては、相手方の収益額さえ開示されないなどの一方的契約条項の問題があり、公正取引委員会の調査など政府による良き関与が期待される。

第1章 ライブエンタテインメントのインターネット配信に伴う著作権関連の課題

4 専属解放処理（実態調査）

レコード会社とアーティスト側との契約（専属実演家契約）には、アーティストによるインターネット配信のための収録は、レコード会社の許諾なしにできない（専属）と解釈される条項がある。

アンケート調査の結果、専属解放処理を、ライブエンタテインメント配信の課題と考える主催者が多数であった。

第2章 著作者人格権による利用の萎縮

アンケート調査結果から、前述のDJプレイや作品のアレンジ・再構成等の側面で、著作者人格権による利用の萎縮を感じる事業者が6割を超える状況であった。また、著作者人格権に関連するクレームにより作品が上演中止に追い込まれた例もあった。

過度な萎縮に対する課題解決策として、同一性保持権の適用除外要件の明確化(緩和)により、適法利用の範囲を明確化することが考えられる。(第1章2(3)同様)

第3章 新しいライブエンタテインメントモデルと資金決済法上の課題

新たなビジネスモデルとして急速に広がる「投げ銭」について、調査及びヒアリングの結果では、資金決済法における「為替取引」の該当性判断基準が明確でないことから判断に苦慮する実態、また規制のリスクを避けるため、収益分配割合を明確にしない、分配割合を高くしすぎないといった不自然な対応を余儀なくされる例が見られた。

これはビジネスの透明性や魅力を減殺する点で、課題である。

解決策として、所管省庁による「為替取引」の解釈基準の策定や、業界における自主的ガイドラインへの支援が考えられる。